霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月19日提出霧島市長中重 真一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1第23の項及び第25の項中「個人事項証明手数料」の次に「(広域交付による交付を含む。)」を加え、同表第28の項中「記載事項証明手数料」を「記載事項証明、届書等情報内容証明手数料」に改め、同表第30の項中「閲覧手数料」を「閲覧、届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に改め、同表中第32の項を第34の項とし、第31の項を第33の項とし、第30の項の次に次の2項を加える。

31	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1 通につき	400円
32	除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	1 通につき	700円

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

## (提案理由)

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることから、本条例の所要の改正をしようとするものである。